

アンデルセン第二保育園運営規程

制定日：平成 27 年 3 月 7 日

改正日：平成 28 年 5 月 15 日

平成 29 年 4 月 1 日

平成 30 年 4 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日

令和 元年 6 月 1 日

令和 元年 10 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日

令和 6 年 4 月 1 日

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人新樹の会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 アンデルセン第二保育園

(2) 所在地 船橋市習志野台 5 丁目 43 番 3 号

(施設の目的)

第2条 アンデルセン第二保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する

者との密接な連携に努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長 必要に応じ1人以上

副園長は、園長を助け、命を受けて園長の職務を行う。園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときにはその職務を行う。必要に応じて利用子どもの保育を行う。

(3) 主任保育士 1人以上

主任保育士は、園長および副園長を助け、計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について、他の職員を統括する。必要に応じて利用子どもの保育を行う。

(4) 副主任保育士 必要に応じ1人以上

副主任保育士は、主任保育士を助け、計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について、他の職員を統括する。必要に応じて利用子どもの保育を行う。

(5) 保育士 11人以上（副園長、主任保育士及び副主任保育士を含む）

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。必要に応じて栄養士の職務を助ける。

(6) 保育士助手 必要に応じ1人以上

保育士助手は、保育士の職務を助け、保育士に準ずる職務を行う。必要に応じて栄養士の職務を助ける。

(7) 栄養士 必要に応じ1人以上

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳児食、幼児食に係る献立を作

成するとともに、当園全般の食育を行い併せて調理業務を行う。必要に応じて保育士の職務を助ける。

(8) 調理員 必要に応じ1人以上（栄養士が調理員を兼ねることができる）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。必要に応じて保育士の職務を助ける。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 年始休日（1月2日及び1月3日）

(4) 年末休日（12月29日から12月31日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時00分から午後6時00分未満の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時30分から午後4時30分未満の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下、「条例」という。）第3条の規定によりその例によることとされる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（以下、「府令」という。）

第13条第1項の規定により、利用子どもの保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担をその居住する市町村に支払うものとする。

2 当園は、条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定負担額を徴収する。

3 当園は、条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第13条第4項の規定により、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、別表2に掲げる実費を徴収する。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	12人	12人	13人	37人
3号	9人	12人	12人	—	—	—	64人
合計	9人	12人	12人	12人	12人	13人	70人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常

災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
 - (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
 - (3) 条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第19条の規定に基づく市への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
2. 延長保育に係る利用者負担

①保育短時間認定者

午前 7 時 0 0 分～午前 8 時 3 0 分未満及び午後 4 時 3 0 分～午後 8 時 0 0 分未満までの間 3 0 分単位で 2 0 0 円を徴収する。

②保育標準時間認定者

午後 6 時 0 0 分～午後 8 時 0 0 分未満までの間は、3 0 分単位で 2 0 0 円を徴収する。保育標準時間認定者は、月額利用料金を選択することも可能とする。

利用時間	月額利用料金
午後 6 時 0 0 分～午後 6 時 3 0 分未満の間	1 , 5 0 0 円
午後 6 時 0 0 分～午後 7 時 0 0 分未満の間	3 , 0 0 0 円
午後 6 時 0 0 分～午後 7 時 3 0 分未満の間	4 , 5 0 0 円
午後 6 時 0 0 分～午後 8 時 0 0 分未満の間	6 , 0 0 0 円

(共同保育)

第 17 条 当園当園は、土曜日の利用者が少ない場合に、1 カ所の保育所等で共同保育（以下「土曜日の共同保育」という。）を実施する。

2 当園と共同で土曜日の保育を実施する保育所等は、次のとおりとする。

名 称：社会福祉法人新樹の会 アンデルセン保育園

所在地：船橋市習志野台 7-8-21

類 型：保育所

3 土曜日の共同保育を実施する場所は、次のとおりとする。やむを得ない理由により保育を実施する場所を変更する場合には、利用子どもが在籍する保育所等において、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行う。

(1) 名 称：社会福祉法人新樹の会 アンデルセン第二保育園

(2) 所在地：船橋市習志野台 5-43-3

別表1（特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
該当なし	該当なし	該当なし

別表2（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
通園カバン代	2歳児以上が通園時に使用	1個 実費
名札代	1歳児以上が毎日使用	1個 実費
クラス帽子代	1歳児以上が毎日使用（日除け付）	1個 実費
クラス帽子代	1歳児以上が毎日使用	1個 実費
体操服 長袖上着	3歳児以上が着用	1着 実費
体操服 長ズボン	3歳児以上が着用	1着 実費
体操服 半袖上着	3歳児以上が着用	1着 実費
体操服 短パン	3歳児以上が着用	1着 実費
I Cカード	全員が門扉通過時に使用	1枚 実費
紙おむつ処理代	乳児の紙おむつ処理費用	1月 実費
連絡帳代	保育園と家庭の毎日の連絡で使用	1冊 実費
2号認定子どもに係る 副食費	食事の提供を要する費用を徴収	1月 4,800円